５　前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号に定める方法にあっては、申出又は撤回を受ける者が申出又は撤回をする者に対し、電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

［二・三　略］

６　第四項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行うことを要しない。

（廃止の届出等）

第三十八条　［略］

２　［略］

３　法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、資金移動業者等は、同項の規定による掲示の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

４　［略］

５　資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

６　［略］

別紙様式第25号（第38条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

届出受理番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

代表者の

氏　名

７　［同上］

一　前項第一号に定める方法にあっては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

［二・三　同上］

８　第六項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

９　第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付を行うことを要しない。

（廃止の届出等）

第三十八条　［同上］

２　［同上］

３　法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

４　［同上］

５　資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

６　［同上］

別紙様式第25号（第38条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

届出受理番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

代表者の

氏　名